

施設入所



お支払いいただく利用者負担金は、次のとおりです。

(1) 法定給付サービス

《個室》

	サービス費 (10割)	利用者負担金 (1日あたり)	利用者負担金 (30日あたり)
要介護1	7,077円	708円	21,240円
要介護2	7,534円	753円	22,590円
要介護3	8,152円	815円	24,450円
要介護4	8,679円	868円	26,040円
要介護5	9,196円	920円	27,600円

《多床室》※2人部屋含む

	サービス費 (10割)	利用者負担金 (1日あたり)	利用者負担金 (30日あたり)
要介護1	7,817円	782円	23,460円
要介護2	8,304円	830円	24,900円
要介護3	8,923円	892円	26,760円
要介護4	9,440円	944円	28,320円
要介護5	9,977円	998円	29,940円

※地域加算10,14円を含む

《その他》1日あたり

初期加算	入所日から起算して30日間算定	30円/日
夜勤職員配置加算	入所者の数が20名又はその端数を増すごとに1名以上の数の夜勤を行なう介護・看護職員を配置している場合	24円/日
サービス提供体制強化加算	介護職員総数のうち介護福祉士を60%以上配置している場合	18円/日

《その他》 1日あたり

栄養マネジメント加算	入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状況に応じた他職種協働により、栄養ケアマネジメントが行われた場合	14円/日
療養食加算	医師の指示せんに基づく療養食(糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食)を提供した場合	6円/回
経口維持加算	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に、経口維持計画を作成した場合	406円/月
経口移行加算	医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員及びその他の職種の者が共同して現に経管により食事を摂取している入所者毎に経口移行計画を作成して180日以内に限り算定	28円/日
短期集中リハビリテーション実施加算	理学療法士又は作業療法士が、入所日から起算して3ヶ月以内の期間に、集中的にリハビリテーションを行った場合	243円/日
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が施設の入所者の口腔ケアに係る助言及び指導を行い、介護職員が入所者に計画的な口腔ケアを行った場合月に1回算定	30円/月
外泊時費用	居宅に外泊をした場合、所定単位数に代えて算定	367円
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に算定する。但し、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は算定しない	91円/月
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	算定日が属する月の前6ヶ月間において当施設から退所した総数のうち在宅における者が締める割合が30%を超えていること。 入所者の退所後30日以内(介護4・5の者は14日以内)に当該施設の従業者が居宅を訪問し、又は居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、退所者の在宅における生活が1月以上(介護4・5の者は14日以上)継続する見込みであること。 ベッド回転率要件：30.4を入所者の平均在所日数で除して得た数が0.05以上であること。	34円/日

《その他》 1日あたり

緊急時治療管理加算	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となる入所者に対し応急的な治療管理として投薬・注射・検査・処置等が行われた場合に1日1回、3日を限度とし算定	518円 /日
所定疾患施設療養費	別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に1月に1回、連続する7日を限度として算定	238円 /日
認知症短期集中リハビリテーション加算	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する施設が、医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語療法士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に、入所日から起算して3ヶ月以内の期間に限り1週に3日を限度として算定	243円 /日
認知症情報提供加算	認知症の疑いのある利用者を認知症疾患センター等に対して紹介した場合	354円 /回
若年性認知症入所者受入加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して、介護保険サービスを行った場合に算定	121円 /日

【退所時加算】

試行的退所時指導加算	退所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合。	406円
退所時情報提供加算	退所後の主治医が明らかである場合、当該主治医に対して診療情報を提供した場合	507円
退所前連携加算	入所者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護して退所後事業者に対して必要な情報を提供し、かつ当該事業者と連携の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合	507円
介護職員処遇改善加算(I)	毎月の総単位数×39/1000を所定単位数に加算します。	

《居住費》

	区 分	1日あたり	30日あたり
利用者負担 第1段階	多床室	0円	0円
	個室	490円	14,700円
利用者負担 第2段階	多床室	370円	11,100円
	個室	490円	14,700円
利用者負担 第3段階	多床室	370円	11,100円
	個室	1,310円	39,300円
利用者負担 第4段階	多床室	370円	11,100円
	個室	1,640円	49,200円

《食 費》

	1日あたり	30日あたり
利用者負担第1段階	300円	9,000円
利用者負担第2段階	390円	11,700円
利用者負担第3段階	650円	19,500円
利用者負担第4段階	1,380円	41,400円

(注)

利用者負担第1段階⇒市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

利用者負担第2段階⇒市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が
年80万円以下の方

利用者負担第3段階⇒市民税非課税世帯で上記以外の方

利用者負担第4段階⇒上記以外の方

《その他》

特室料	1人部屋に入所される場合	1日 540円 月額(30日計算) 16,200円
日用品費	・石鹸15円・リンスインシャンプー52円 ・ボディシャンプー31円・ティッシュ ペーパー26円	1日 124円 月額(30日計算) 3,720円
教養娯楽費	・クラブ活動(お花,料理,手芸,絵手紙,書道)・季節行事・ 苑外レクリエーション等の参加者には、別途費用(実費) の負担があります	
理美容	理容・美容に要した費用の実費	
テレビ	2階療養棟に設置しています(テレビカード:1,000円)	
洗濯物	1階、2階にコインランドリーを設置しています (洗濯機:100円,乾燥機:40分100円) 業者による私物洗濯もご利用できます(1ネット税込540円)	